

認定農業者制度の概要

- ・「効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、平成5年に農業経営基盤強化促進法において創設。
- ・育成すべき「効率的かつ安定的な農業経営」の目標に向けて、農業経営の改善を計画的に進めようとする者を市町村等が認定し、農用地の利用集積その他の経営基盤の強化を促進する措置を講ずる制度。

農業経営改善計画の作成

5年後の目標とその達成のための取組内容を記載

- 農業経営を営む区域（農用地又は※農業生産施設が所在する区域）が市町村又は都道府県の区域を超える場合 → それぞれ都道府県・国

※農業生産施設：畜舎、温室その他これらに類する農畜産物の生産の用に供する施設

市町村へ申請

市町村等
が認定

認定農業者

各種支援（別添）

【認定要件】 都道府県・国認定も同様

- ・市町村基本構想で定められた目標との整合（目標所得を目指すものとなっているかどうか）
- ・農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであるか
- ・達成見込み

○ 経営改善計画の記載内容

- ・所得と労働時間（年間所得の現状と目標、年間労働時間の現状と目標等）
- ・経営規模（作付面積、飼養頭数、農畜産物の加工・販売その他関連・附帯事業の売上げ等の現状と目標）
- ・生産方式の合理化（例：機械・施設の導入、ほ場連担化、新技術の導入等）
- ・経営管理の合理化（例：簿記記帳の会計処理等）
- ・農業従事の様態の改善（例：就業規則等の整備等）等

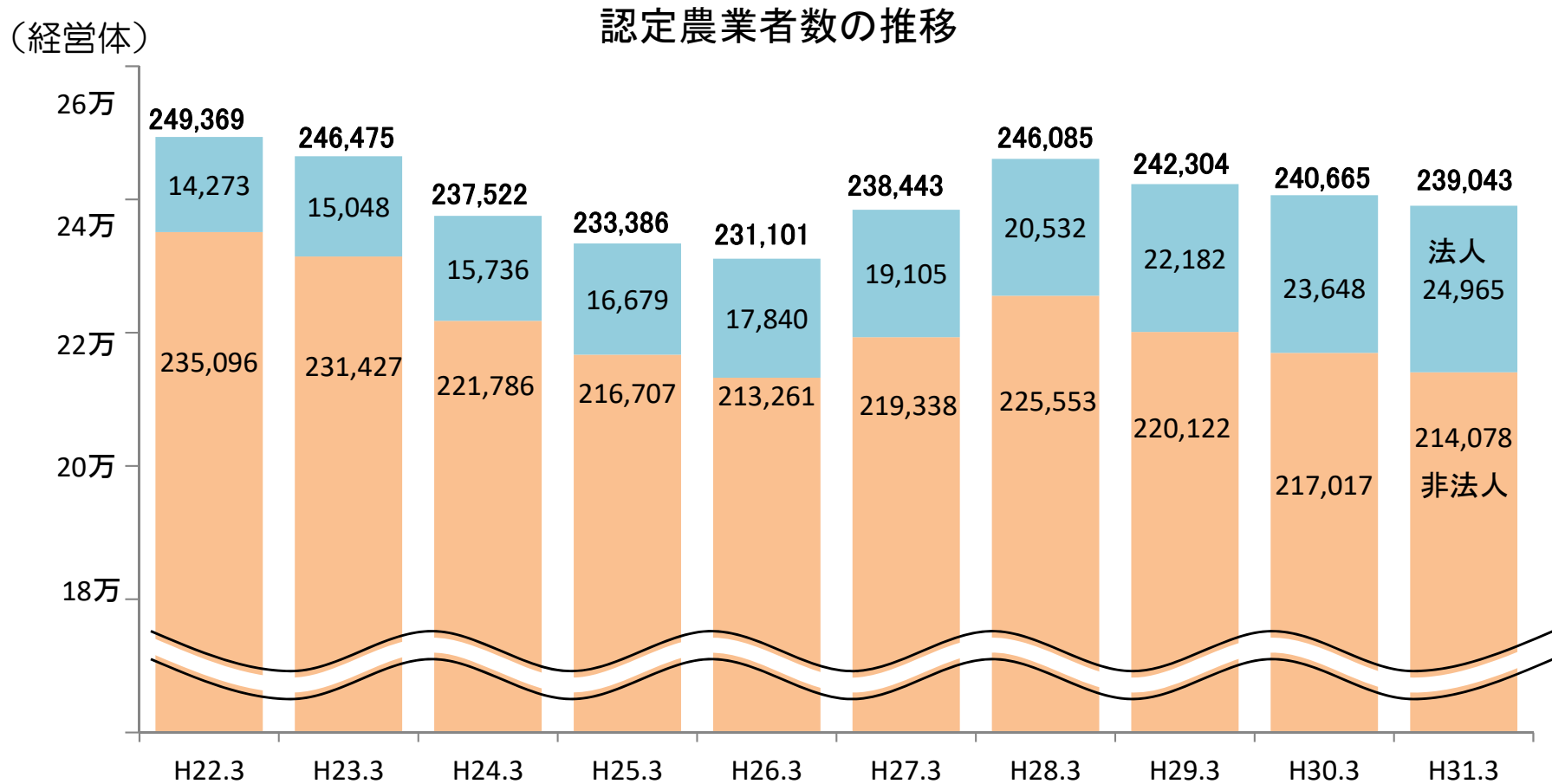
○ 認定計画数

| 形態 | 平成31年3月末 |
|--------|----------|
| 認定計画数 | 239,043 |
| （うち法人） | 24,965 |

※ 電子申請も可能

認定農業者数の推移

- 認定農業者数は、平成31年3月末現在23万9,043経営体となっている。
- うち法人数は、平成31年3月末現在2万4,965法人となっている。



資料：農林水産省経営局経営政策課調べ

注：平成22年からは、特定農業法人で認定農業者とみなされている法人を含む。

認定農業者等に対する主な支援措置

| | | |
|-----------------|---|---|
| <p>経営所得安定対策</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策) ・ 米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金(ナラシ対策) <p>支援対象: 認定農業者、集落営農、認定新規就農者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 麦・大豆等のコスト割れの補填 ・ 米・麦・大豆等の収入減少に対するセーフティネット |
| <p>融資</p> | <p>農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)</p> <p>支援対象: 認定農業者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営改善のための長期低利融資(農地、施設・機械などの取得に必要な資金及び長期運転資金)。 ・ 実質化された人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定農業者等が借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担が軽減。 |
| <p>補助金</p> | <p>強い農業・担い手づくり総合支援交付金(旧経営体育成支援事業)</p> <p>支援対象: 実質化された人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構から賃貸借の設定等を受けた者等</p> | <p>融資を活用して農業用機械等を導入する際、融資残について国庫補助。</p> |
| <p>税制</p> | <p>農業経営基盤強化準備金制度</p> <p>支援対象: 青色申告を行う認定農業者及び認定新規就農者等</p> | <p>経営所得安定対策等の交付金を積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入。</p> <p>さらに5年以内にこの積立金を取り崩して、農地や農業用機械、農業用建物等を取得した場合に圧縮記帳が可能。</p> |
| <p>農業者年金</p> | <p>農業者年金の保険料支援(特例付加年金)</p> <p>支援対象: 39才までに加入し、農業所得が900万円以下の青色申告を行う認定農業者及び認定新規就農者等</p> | <p>月額2万円の保険料のうち1万円～4千円/月の国庫補助(最大20年)。</p> |